

奈良県地域貢献サポート基金（奈良県協働推進基金）
寄附者テーマ設定型協働推進事業 募集要項

山本商事株式会社からの寄附金を活用した
「奈良県内の脱炭素に資する事業」（追加募集）

1 趣旨・目的

- 「奈良県地域貢献サポート基金」は、多様な主体が連携・協力して地域課題に取り組むことにより、くらしやすい地域づくりを進めることを目的として設立されました。
- 本基金では、県民・事業者の皆様等からいただいた寄附金を活用して、地域課題の解決に取り組むNPOや自治会等の地域貢献活動団体の活動を支援します。
- 今回募集を受け付けるのは、寄附者テーマ設定型による山本商事株式会社からの寄附金を活用した「奈良県内の脱炭素に資する事業」（追加募集）です。

2 寄附者様が設定したテーマの趣旨

- 山本商事株式会社は、「新・地球環境時代を創る」をスローガンに掲げ、各事業を通じて、資源循環型社会の実現、脱炭素社会の実現を目指しています。
- 脱炭素実現に向けて積極的に取り組まれている団体の活動を支援することで、奈良県内の「脱炭素化」の促進、奈良県内の「脱炭素」への意識醸成に貢献したいと考えています。

3 募集事業

○以下の（１）から（５）までのすべての条件を満たす企画提案を募集し、その中から優れた提案を選定して補助を行います。

- （１）寄附者設定テーマに合致する事業であること（脱炭素に資する事業）。

＜事業例＞

奈良県内の脱炭素に資する、以下の事業

- ・普及啓発活動（講演会、シンポジウム、展示会等）
- ・人材育成（自然、環境保護に対する協力者の養成、教育等）
- ・記録作成等（映像、写真、文章による記録の作成、編集等）
- ・調査研究等（調査研究、資料収集等）
- ・地域の活性化 など

- （２）奈良県内で行う事業であること。

- （３）応募団体の規約・定款等で、行うことができる事業であること。

(4) 社会貢献活動としてふさわしくない次のような事業ではないこと。

- ・ 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ・ 政治、宗教にかかわる事業
- ・ 営利を目的とした事業
- ・ 法令等に違反している事業

(5) 国及び奈良県より補助又は委託を受けている事業ではないこと、もしくは受ける見込みのある事業ではないこと。

5 補助について

○ 補助事業は、次の期間に実施し、かつ、完了する事業とします。

令和7年10月（審査会後）から令和8年3月31日まで

○ 補助対象経費

費 目	内 容
旅費交通費	事業構成員・外部講師等の旅費交通費
通信運搬費	宅配・郵送料等
消耗品費	消耗品・材料等の購入費（単価2万円未満のものに限る。）
印刷製本費	パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費
賃借料	会議室等の賃借料及びリース・レンタル料
諸謝金	外部講師等に係る謝金
保険料	ボランティア保険等
諸経費 ・ 備品購入費 ・ 修繕費 等	・ 備品購入費 【※1】 （単価が2万円以上の物品は原則備品扱い。他事業においても使用可能な汎用性の高い物品は不可。）
人件費	臨時職員の賃金 【※2】 （最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金以上の支払いを行うこと。） ※団体の役員、会員及び補助事業以外にも従事する職員への人件費は対象外。
委託料	団体が直接実施することが困難な内容（専門的な知識・技術を要するもの）について、事業の一部を委託するために要する経費
その他	その他知事が必要と認める経費

事業の実施に直接要する会議費、交通費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、保険料、備品購入費、使用料、諸謝金、人件費等の経費

※1 備品購入費は助成金額の20%まで
(単価が2万円以上の物品は原則備品扱い。他事業においても使用可能な汎用性の高い物品は不可。)

※2 人件費は助成金額の50%まで。
(最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金以上の支払いを行うこと。)

ただし、団体の役員、会員及び補助事業以外にも従事する職員への人件費は対象外経費

○補助対象外経費

- ・他の者からの補助や委託等を受けて実施する事業にあつては、その額に相当する経費
- ・飲食等に係る経費
- ・団体の事務所等の管理運営費
- ・団体の財産形成につながる工事請負費
- ・団体の構成員自身への諸謝金
- ・団体の役員、会員及び補助事業以外にも従事する職員への人件費

○補助率

補助対象経費の10分の10

○補助事業による収入

当該補助による事業を実施する際は、受益者からの利用代金や入場料金等の徴収は行わず、原則無料で行うものとします。ただし、講座におけるテキスト代や教材費等の実費相当額を徴収する必要がある場合は、当該金額を徴収することができます。この場合、補助金額は、補助対象経費から当該補助事業による収入を除いた金額となります。

6 選定件数・補助金額

○ 選定件数

2件程度

○ 補助金

1件20万円を上限（総額40万円）

7 応募団体の資格

○ 次の（１）から（３）のいずれかに該当する団体とします。

（１）特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号。以下「法」という。）に定める特定非営利活動法人（以下「ＮＰＯ法人」という。）のうち、次の要件を満たすもの

ア 奈良県内に事務所を有し、法第２条第１項に定める特定非営利活動を行う主たる区域が奈良県内であること。

イ 特定非営利活動に関して原則１年以上の継続的な活動実績があること。

ウ 法第２９条に規定する書類（事業報告書、活動計算書等）の全てを所轄庁に提出していること。

エ 法人の運営について、法に規定する適切な運営がなされていること。

オ 法人の運営について、県民が自主的・主体的に行っているものであること。

カ 奈良県地域貢献サポート基金の団体登録について、過去に偽りその他不正の手段により登録されたことにより抹消された団体又は過去に基金の信用を損なう行為をしたため登録を抹消された団体ではないこと。

（２）社会貢献活動及び地域貢献活動を主たる目的とする法人格のないボランティア団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は地縁団体（自治会、町内会、老人会、婦人会等）のうち、次の全てを満たすもの。

ア 奈良県内に活動の拠点を有し、社会貢献活動や地域貢献活動を行う主たる区域が奈良県内であること。

イ 社会貢献活動や地域貢献活動に関して原則１年以上の継続的な活動実績があること。

ウ 団体の役員が法第２０条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。

エ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

オ 法第２条第２項第２号の要件に該当する団体であること。

カ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算書類及び決算書類を整備していること。

キ 団体の運営を、県民が自主的・主体的に行っているものであること。

ク 奈良県地域貢献サポート基金の団体登録について、過去に偽りその他不正の手段により登録されたことにより抹消された団体又は過去に基金の信用を損なう行為をしたため登録を抹消された団体ではないこと。

（３）上記の規定に該当する複数の団体から構成される実行委員会等。ただし、「特定非営利活動又は社会貢献活動や地域貢献活動に関して原則１年以上の継続的な活動実績があること。」については構成団体の３分の２以上の団体が満たせば足りるものとする。

8 応募方法

○ 所定の用紙に必要事項を記入のうえ、電子メール、郵送または持参によりご提出ください。

(1) 申請期間

令和7年7月1日（火）～令和7年8月29日（金）【必着】まで

(2) 申込書類

本事業に応募する団体は、次の書類を1部作成してください。

- ① 企画提案書 (様式第1号)
- ② 事業計画書 (様式第2号)
- ③ 事業収支予算書 (様式第3号)
- ④ 団体の定款・規約・会則等 (※)
- ⑤ 最新の役員名簿 (※)
- ⑥ 直近1年間の事業報告書 (※)
- ⑦ 直近1年間の収支計算書 (※)

(※) 特定非営利活動法人の場合は提出不要です。

応募に係る経費はすべて応募者の負担とします。また、提出された書類は、返却いたしません。

【提出方法】

1. メールでの送付

送付先メールアドレス：kenmin@office.pref.nara.lg.jp

送付メールの表題に「地域貢献サポート基金 企画提案書」と記載してください。

メールの受信後、当課から「受信確認メール」を送信します。貴団体からメール送信後、土日祝日を除く3日以内に「受信確認メール」が届かない場合は、当課までご連絡ください。

2. 特定記録郵便または簡易書留郵便、配達記録のある宅配便での送付

書類は全てA4判の片面印刷とします。

締切日までに必ず届くことを確認して送付してください。

3. 持参

受付時間：8時30分～17時00分（土日祝及び平日12時～13時を除く）

※「事業に必要な経費の収支計画表」において、「積算の目安」に記載のない、もしくは高額な経費を計上されたとき、根拠資料（見積書やカタログの写し等）の提出を求める場合があります。

※複数のNPO等が実行委員会等を組織し共同提案する場合は、様式1の「寄附者テーマ設定型協働推進事業 企画提案書」、「団体の定款・規約・会則等」、「直近1年間の事業報告書及び収支計算書」は、団体ごとに作成してください。

※提出いただいた書類は、様式1の「寄附者テーマ設定型協働推進事業 企画提案書」の「連絡先」欄以外は、全て原則公開対象の資料とします。

※書類の様式の電子データは、奈良県地域貢献サポート基金のホームページ上に掲載されていますので、ご利用ください。

奈良県地域貢献サポート基金のホームページ

<https://www.naravn.jp/kikin/support/>

9 審査方法

○ 審査機関

「奈良県協働推進審査会」における審査を経て、補助団体、補助事業及び補助金額を決定します。

○ 審査方法

公開プレゼンテーション審査により行います。ただし、応募多数の場合には、書面審査により、公開プレゼンテーションを行う事業を絞る場合があります。

<公開プレゼンテーション審査>

① 日時 令和7年10月（予定）

② 場所 奈良市内

※公開プレゼンテーションを欠席された場合は、失格となります。

※台風や災害の影響により公開プレゼンテーションを中止する場合があります。

※審査会の詳細は、決定次第応募団体に連絡いたします。

○ 審査結果

審査の結果については、奈良県地域貢献サポート基金のホームページ上に掲載するとともに、申請団体すべてに通知します。

○ 審査基準

審査項目	内 容
課題への対応性	・ 寄附者設定テーマに的確に対応しているか ・ 十分にその解決を図り得るものとなっているか
事業効果・公益性	・ 取り組みによる効果 ・ 事業の受益者が特定の人や団体に限定されず、対象地域において不特定多数の者の利益となるなど、公共の利益を増進させるものとなっているか
先駆性・新規性	・ 県内において先駆的な事業であるか ・ 申請者の既存事業と同一の事業にあつては、それを発展又は見直し・改善を加えたものであるか

計画の実行性・具体性	・活動実績、実施体制など、事業の遂行能力は十分あるか ・実施方法について、具体的に計画されているか ・実現に至る手順が明確に示されているか
予算の実現性	・現実的、具体的に予算が組まれているか ・事業経費の積算は適切か
成長性・継続性	・団体の活動の発展が期待できるものか ・団体の自立、成長に繋がる効果があるか ・事業の継続性
そ の 他	・事業の取り組みに意欲や熱意があるか ・団体の強みや独自のアイデアが活かされているか

※事業計画は、具体的・詳細（いつ・どこで・何をするのか・事業規模等）に記載してください。計画が具体的でない場合、審査において、減点となります。

※審査の結果、同順位であった場合は、新規に応募のあった団体を優先して採択することがあります。

10 補助事業の流れ

① 事業の申請期日	令和7年8月29日（金）まで
② 事業の審査	〈公開プレゼンテーション審査〉 日時：令和7年10月（予定） 場所：奈良市内 ※詳細は後日応募団体に連絡します
③ 採択事業の決定	令和7年10月を予定
④ 事業実施	令和7年10月（審査会后）～令和8年3月31日 選定された事業計画書に沿って事業を実施 ※事業執行上必要がある場合は、一部補助金の概算払いをすることができます。
⑤ 実績報告・精算払	・<u>事業完了日から20日以内(事業完了日が令和8年3月10日まで)</u> ・<u>交付決定を受けた年度の末日(事業完了日が令和8年3月11日から3月31日)</u> のいずれか該当する日にちまでに実績の報告が必要となります。 実績報告を確認後、補助金の精算払いを行います。

11 留意事項等

○ 情報公開への同意

審査過程の公平性及び透明性を高めるため、提案事業の概要、団体名及び審査結果をホームページ等により公表します。また、公開プレゼンテーション時には、提案事業の概要書を資料として来場者に配布するほか、県庁内の関係課にも情報提供を行います。

○ 選定された団体の義務

選定された団体は、別途定める県の補助金交付要綱の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務等を負います。また、事業終了後は、事業成果報告会での発表等、制度の普及・検証の為に協力をお願いします。

【書類提出先・問合せ先】

〒630-8501 奈良市登大路町 30

奈良県 地域創造部 県民暮らし課 協働推進係

[TEL] 0742-27-8713

[メール] kenmin@office.pref.nara.lg.jp

[HP] <https://www.naravn.jp/kikin/>